

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 東海財務局長

**【提出日】** 2023年8月10日

**【四半期会計期間】** 第117期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

**【会社名】** 株式会社中央製作所

**【英訳名】** Chuo Seisakusho, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 後 藤 邦 之

**【本店の所在の場所】** 名古屋市瑞穂区内浜町24番1号

**【電話番号】** 052(821)6166番

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 服 部 光 生

**【最寄りの連絡場所】** 名古屋市瑞穂区内浜町24番1号

**【電話番号】** 052(821)6166番

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 服 部 光 生

**【縦覧に供する場所】** 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第116期 第1四半期 連結累計期間	第117期 第1四半期累計期間	第116期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (百万円)	753	635	3,125
経常損失(△) (百万円)	△57	△50	△278
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)又は四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△57	△46	△261
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	503	503	503
発行済株式総数 (株)	784,300	784,300	784,300
純資産額 (百万円)	2,173	1,923	1,950
総資産額 (百万円)	4,521	4,445	4,306
1株当たり四半期(当期)純損失(△) (円)	△74.25	△60.20	△338.42
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	48.1	43.3	45.3

- (注) 1 当社は、前第4四半期会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、第116期第1四半期累計期間に代えて、第116期第1四半期連結累計期間について記載しております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 第116期第1四半期連結累計期間は連結財務諸表を作成しておりますので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。第116期及び第117期第1四半期累計期間の持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は、2023年3月期第1四半期は連結業績を開示しておりましたが、連結対象の子会社がなくなったため、2023年3月期第4四半期より非連結での業績を開示しております。そのため、前年同四半期の数値及びこれに係る対前年同四半期増減率等の比較分析は行っておりません。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### ① 経営成績の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、春の賃金増加を背景とした個人消費の増加など景気は緩やかに回復の動きがみられた一方、為替相場の変動やロシアのウクライナ侵攻の長期化によるエネルギーコストの上昇、欧米各国における金融政策の引き締めにより経済の減速が懸念される状況にありました。

当社を取り巻く環境は、経済活動の正常化に伴って受注増加の兆しが見えるものの、銅材や鋼材のコストの著しい上昇、エネルギーコストの上昇に加え、半導体をはじめとした電子部品や電気部品の大幅な納期遅れは依然として続いておりました。

このような状況の中で、当社は電子部品や部材の確保に注力し生産活動の下支えを行うとともに、受注の確保に努めてまいりました。

その結果、当第1四半期累計期間の受注高は1,404百万円、売上高は635百万円となりました。損益については、営業損失52百万円、経常損失50百万円、四半期純損失46百万円の計上となりました。

以下主なセグメントの業績についてご説明申し上げます。

#### (電源機器)

電源機器につきましては、電池業界、自動車関連業界ならびに電子部品業界などを中心に、様々なニーズにお応えすることにより受注確保に取り組んでまいりました。その結果、受注高は316百万円、売上高は154百万円となりました。

#### (表面処理装置)

表面処理装置につきましては、自動車関連業界、電子部品業界などを中心に、新規・更新需要および既存装置の改修需要の掘り起こしに注力してまいりました。その結果、受注高は839百万円、売上高は230百万円となりました。

#### (電気溶接機)

電気溶接機につきましては、国内市場において自動車関連業界、鋼製家具業界などを中心に、新規・更新需要の掘り起こしに注力してまいりました。また、海外市場においては海外代理店との連携を密にして、電子部品業界を中心とした拡販に努めてまいりました。その結果、受注高は168百万円、売上高は133百万円となりました。

## ② 財政状態の分析

### (資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて3.5%増加し3,504百万円となりました。これは、主として現金及び預金が305百万円減少したものの、仕掛品が280百万円、電子記録債権が221百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて2.3%増加し941百万円となりました。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて3.2%増加し4,445百万円となりました。

### (負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて8.8%増加し2,075百万円となりました。これは、主として電子記録債務が142百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて0.1%減少し447百万円となりました。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて7.1%増加し2,522百万円となりました。

### (純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べて1.4%減少し1,923百万円となりました。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題についての重要な変更はありません。

## (3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費の総額は13百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000
計	3,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	784,300	784,300	名古屋証券取引所 メイン市場	単元株式数 100株
計	784,300	784,300	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年6月30日	—	784,300	—	503,000	—	225,585

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である2023年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 764,400	7,644	—
単元未満株式	普通株式 8,500	—	—
発行済株式総数	784,300	—	—
総株主の議決権	—	7,644	—

(注) 1 「単元未満株式」には当社所有の自己株式45株を含めております。

2 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。

② 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
榊中央製作所 (自己保有株式)	名古屋市瑞穂区内浜町 24番1号	11,400	—	11,400	1.45
計	—	11,400	—	11,400	1.45

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当社は前第1四半期累計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)は四半期財務諸表を作成していないため、四半期損益計算書に係る比較情報を記載しておりません。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,129,060	823,457
受取手形及び売掛金	829,326	636,555
電子記録債権	338,036	559,892
商品及び製品	99,818	124,587
仕掛品	739,745	1,020,393
原材料及び貯蔵品	171,908	197,611
その他	78,522	141,807
貸倒引当金	△300	△300
流動資産合計	3,386,118	3,504,005
固定資産		
有形固定資産	283,244	282,473
無形固定資産	55,429	50,893
投資その他の資産		
その他	582,759	609,372
貸倒引当金	△935	△935
投資その他の資産合計	581,823	608,437
固定資産合計	920,498	941,803
資産合計	4,306,616	4,445,809
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	629,173	629,972
電子記録債務	-	142,453
短期借入金	740,000	740,000
1年内返済予定の長期借入金	40,000	40,000
未払法人税等	6,152	3,134
その他	492,760	519,553
流動負債合計	1,908,086	2,075,114
固定負債		
退職給付引当金	238,604	229,722
その他	208,950	217,583
固定負債合計	447,554	447,306
負債合計	2,355,641	2,522,420
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	503,000	503,000
資本剰余金	225,585	225,585
利益剰余金	1,100,646	1,054,121
自己株式	△16,881	△16,881
株主資本合計	1,812,350	1,765,825
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	138,624	157,563
評価・換算差額等合計	138,624	157,563
純資産合計	1,950,975	1,923,388
負債純資産合計	4,306,616	4,445,809

## (2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
売上高	635,009
売上原価	477,327
売上総利益	157,682
販売費及び一般管理費	209,834
営業損失(△)	△52,152
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	2,991
その他	856
営業外収益合計	3,848
営業外費用	
支払利息	1,561
為替差損	258
その他	0
営業外費用合計	1,819
経常損失(△)	△50,123
特別利益	
固定資産売却益	3,799
特別利益合計	3,799
税引前四半期純損失(△)	△46,323
法人税、住民税及び事業税	469
法人税等調整額	△267
法人税等合計	202
四半期純損失(△)	△46,525

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	10,769千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期損 益計算書 計上額 (注3)
	電源機器	表面処理 装置	電気溶接機	計				
売上高								
顧客との契約から生 じる収益	154,989	230,932	133,908	519,830	115,179	635,009	—	635,009
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	154,989	230,932	133,908	519,830	115,179	635,009	—	635,009
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	154,989	230,932	133,908	519,830	115,179	635,009	—	635,009
セグメント利益又は 損失(△)	30,406	76,376	20,108	126,891	27,447	154,339	△206,491	△52,152

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、試験装置、計測器等が含まれております。

2 セグメント利益又は損失の調整額△206,491千円は、各報告セグメントに配分していない一般管理費等であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△60円20銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△46,525
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△46,525
普通株式の期中平均株式数(株)	772,855

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月8日

株式会社中央製作所  
取締役会 御中

仰星監査法人  
名古屋事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北川 裕和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木全 泰之

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中央製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第117期事業年度の第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中央製作所の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、

四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。